

火災予防上の命令を受けている対象物

【平成30年12月20日現在】

所在地	名称	用途	命令を受けた者の氏名	命令を行った日	命令事項
那須塩原市高砂町6番3号	ちゃうす Chus	物販・飲食店 宿泊所	株式会社チャウス 代表取締役 宮本吾一	平成30年12月20日	平成31年3月20日までに、使用しているカーテン及びじゅうたん等は防災性能を有するものにする事。
					平成31年3月20日までに、防火管理者を選任し消防長に届け出ること。
					平成31年3月20日までに、防火対象物点検資格者に防火対象物定期点検を実施させ、その結果を消防長に報告すること。
					平成31年3月20日までに、消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に消防用設備等の点検を実施させ、その結果を消防長に報告すること。
					平成31年3月20日までに、消火器具を設備等技術基準に従って設置すること。
					平成31年3月20日までに、自動火災報知設備を設備等技術基準に従って設置すること。
					平成31年3月20日までに、2階及び3階に適応する避難器具を設置すること。
					平成31年3月20日までに、誘導灯を設備等技術基準に従って改修すること。